



## ASCグループ

### 公正証書遺言 作成支援サービス

#### おすすめする理由

##### 1. 安心・安全

原本は公証役場に保管されます。

##### 2. 円満な相続

遺産分割協議が不要です。

##### 3. 手続きがスムーズ

自筆遺言のように裁判所の検認は不要。

すぐに預金解約・登記変更が可能です。

#### 流れ

##### 1. ご意向のヒアリング

財産の内容や、誰に何を残したいか等のご希望をお伺いします。

##### 2. 相続税簡易シミュレーション

税金面でも有利な方法をご提案します。

##### 3. 遺言書案の作成

法的な整合性と税務面を考慮した文案を作成します。

##### 4. 公証役場との事前確認・調整

公証人とのやり取りを代行します。

##### 5. 公正遺言書の作成(当日)

公証人と遺言を作成して完了です。

証人 2 名は ASC グループの者が同席して対応します。

(注)法令に従い、2. は税理士法人 ASC が、3. は行政書士法人 ASC が対応

#### ご用意いただくもの

・印鑑証明書・実印(免許証・認印またはマイナンバーカード・認印でも結構です)

・戸籍謄本(甥姪等、本人の戸籍謄本だけでは続柄が不明の場合は、それが分かる戸籍謄本も)

・預貯金関係(通帳またはそのコピー等口座を特定できるもの)

・不動産関係(登記簿謄本、固定資産税納税通知書または固定資産評価証明書)

## 料金

### 1. ASC の報酬

22.5万円(税別)～

・御見積は相続人の数、土地の数で変動します。

(例)相続人 3 人、土地×1 の場合

25.2 万円(税別)

(=基本 12万+(35 万+(3人-基本1人)×2万+土地 1×5 万)×30%)

・証人(2 名)の立会報酬を含みます。

・相続税簡易シミュレーションを含みます。

・将来の遺言の変更は 15 万円(税別)で承ります。

### 2. その他の料金

・公証人の法定手数料が、財産額に応じて発生します。

(例)妻子に3千万ずつ、計6千万円

6.5万円(税なし)

(=2.6万円×2名+総額 1 億円以下の遺言加算1.3万円)

・戸籍等の代理取得:1 通につき 5,000 円(税別)

・行政手数料、遠隔地出張等に伴う手数料は別途いただきます。

## その他

・令和7年10月1日以降、公正証書の作成手続がデジタル化されました。

・遺贈寄付のサポートは別途ご相談ください。

・家族信託のご希望があれば別途司法書士をご紹介し、進めます。

---

税理士法人 ASC/行政書士法人 ASC/株式会社エーエスシー

本社 〒108-0023

東京都港区芝浦 3-16-4 山田ビル 3 階

横浜支店 〒220-0012

横浜市西区みなとみらい 3-3-1 KDX 横浜みなとみらいタワー7 階